

## 「農地法第5条許可申請書」の申請書類一覧表

- 申請については、事前に農業委員会事務局にてご相談くださいますようお願いいたします。
- 書類の提出については、ご足労ですが同事務局までお越しく下さい。（郵送不可）
- 必要書類が完備していない場合は、受付できません。提出前にもう一度、記入漏れや必要書類の不足がないかを確認してください。
- 農振農用地区域内の農地については、原則、転用することができません。なお、農振農用地区域内の農地に該当する否かは、市役所農林水産課窓口で確認することができます。

R8.3

必要書類	内 容	チェック
農地の申請確認書	担当農業委員及び区域農地利用最適化推進委員に申請内容等の説明と事前確認（1部）	<input type="checkbox"/>
農地等の転用のための権利移動許可申請書	所定の様式（様式第3号）	<input type="checkbox"/>
委任状・確認書	行政書士等へ申請を委任する場合	<input type="checkbox"/>
住民票	譲受人及び譲渡人（発行後3カ月以内・写し可）	<input type="checkbox"/>
定款若しくは寄附行為の写し 又は法人の登記事項証明書	申請者が法人の場合（写し可） ・定款若しくは寄附行為の写し ・法人の登記事項証明書（発行後3カ月以内のもの）	<input type="checkbox"/>
土地の登記事項証明書 （全部事項証明書）	法務局発行後3カ月以内のもの （原本・登記官証明印付）	<input type="checkbox"/>
位置図	方位及び申請地の位置を示したもの （縮尺1/50,000～1/10,000）	<input type="checkbox"/>
付近見取図（住宅地図等）	方位及び申請地の位置、周囲の状況を示したもの （縮尺1/3,000～1/1,500）	<input type="checkbox"/>
字限図（公図） <b>※右記の2点</b>	①法務局発行のもの（写し可・1部） ②法務局発行のものをコピーし、申請地を囲み、隣接地に所有者名、地目を記載したもの（1部） ※（一財）民事法務協会がインターネットで運営している「登記情報提供サービス」で取得した不動産登記情報（地図・図面）を印刷したものに、図面情報に相違ない旨と同サービスから情報を入手した日付及び情報を入手した者の住所、氏名を記載し押印したものでも可	<input type="checkbox"/>
字限図（公図）の合成図	隣接地が「別図、複数図」となっている場合は、その字限図（公図）のほか、合成図を作成（申請地及び隣接地に所有者名、地目を記載）	<input type="checkbox"/>
地積測量図 （法務局に備え付けられている場合）	法務局発行のもの（写し可） ※（一財）民事法務協会がインターネットで運営している「登記情報提供サービス」で取得した不動産登記情報（地図・図面）を印刷したものに、図面情報に相違ない旨と同サービスから情報を入手した日付及び情報を入手した者の住所、氏名を記載し押印したものでも可	<input type="checkbox"/>
事業計画書・事業計画図面等	・建築物：施設配置図、平面図、横断図、立面図等 ・露天駐車場：駐車区画を明示し、通し番号を付す ・露天資材置場：何をどこにどれだけ置くかを明示 ※進入路、用排水対策等を明示 ※申請地を着色し、隣接地番を明示 ※一部転用の場合は求積図等を添付 ※一時転用の場合は復元方法と期日の記載 ※建物は各階ごとに求積図等を添付 ※太陽光発電設備を設置する場合は、経済産業省が発行する設備認定通知書を添付 ※ <b>工事期間が3カ月以上の場合は、工程表を添付</b>	<input type="checkbox"/>

## 「農地法第5条許可申請書」の申請書類一覧表

- 申請については、事前に農業委員会事務局にてご相談くださいますようお願いいたします。
- 書類の提出については、ご足労ですが同事務局までお越しください。（郵送不可）
- 必要書類が完備していない場合は、受付できません。提出前にもう一度、記入漏れや必要書類の不足がないかを確認してください。
- 農振農用地区域内の農地については、原則、転用することができません。なお、農振農用地区域内の農地に該当する否かは、市役所農林水産課窓口で確認することができます。

R8.3

必要書類	内 容	チェック
転用事業にかかる見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名は転用事業者のもの（原本）</li> <li>・造成費、消費税等の記載があるもの</li> <li>・一時転用の場合は復元費用も明示</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
資金証明	金融機関の残高証明書、融資証明書等（原本）	<input type="checkbox"/>
同意書 （隣接農地、進入路等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接農地の所有者及び水利組合（田主）</li> <li>・町内会（大型店舗・共同住宅等の場合）</li> <li>・他人（親子を含む）の土地を使用する場合</li> <li>・生活環境に影響のおそれがある場合</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
契約書の写し	土地売買契約書、賃貸借契約書の写し	<input type="checkbox"/>
用地選定表	候補地が分かる位置図も添付（選定条件3つ以上） ※3種農地は不要	<input type="checkbox"/>
土地改良区の意見書	<申請地が土地改良区内の土地の場合> (受益地を含む)	<input type="checkbox"/>
始末書及び現況写真	<無断転用の場合> ※現況写真は隣接関係（筆界）を明示	<input type="checkbox"/>
権利者の同意書	<抵当権、仮登記等がある場合>	<input type="checkbox"/>
他法令許認可等	<他法令の協議が必要な場合>	<input type="checkbox"/>
その他参考資料	必要に応じ、書類図面等の追加の書類を提出いただく場合があります。	<input type="checkbox"/>

※提出部数：2部（正本1部、副本1部）※副本は写しで可

※原本の代わりに写し（コピー）を提出する場合は、必ず原本証明をお願いします。

※市道、法定外公共物（里道、水路）等に隣接している場合は、事前に管理者と協議をしてください。

※切土又は盛土を伴う土地造成等を行う場合は、事前に県土木事務所へ盛土規制法に係る許可等の要否を確認を行ってください。なお、確認を行った日時、相手方、許可の要否の結果を記載した書面（任意様式）を添付してください。